

任期付職員（常勤職員）の募集について

このたび、公正取引委員会では、任期付職員の採用（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項第1号に基づく任期を定めた採用）を実施します。

採用を希望される方は、以下の要領により御応募ください。

【勤務先】	公正取引委員会事務総局（東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー）
【業務内容】	以下の人事給与関係業務、共済関係業務等を担当していただきます。 ○人事給与関係業務 職員の勤務時間情報管理（休暇制度・フレックスタイム制度・超過勤務等）、社会保険手続、住民税・所得税等の控除に関する各種資料の作成・データ入力及びその他職員の業務に対する補助 ○共済関係業務 共済組合資格確認作業（提出書類の確認・訂正、書類の印刷・編綴等）、システムのデータ入力作業及びその他職員の業務に対する補助 ○その他の一般行政事務 その他、一般的な行政事務に対する補助
【募集人数】	若干名
【処 遇】	常勤の国家公務員として採用します。 - 給与については、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定します。 - 国家公務員法に基づく再就職制限、兼職制限等が適用されます。 - 国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が課されます。
【採用時期】	令和8年10月1日
【任用期間】	令和9年3月31日まで
【勤務日及び勤務時間】	- 月曜日～金曜日（祝日等を除く。） 1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分（休憩時間を除く。） - 年次休暇のほか、病気休暇及び特別休暇があります。
【応募資格】	以下のいずれかに該当する方は採用できませんので御承ください。 （1）日本の国籍を有しない者 （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 - 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
【応募方法】	以下の書類を下記【提出先】にメールで送付してください。 - 履歴書（職務経歴等必要事項を記載し、顔写真を貼付したもの） - 作文（志望理由をA4サイズ1枚程度にまとめたもの）
【応募締切】	令和8年8月4日（火）
【選考方法】	書類選考、作文試験（志望理由）及び面接（書類選考及び作文試験合格者のみ実施） 書類選考及び作文試験合格者のみに、メールによりその旨お伝えしますので、面接日の調整をお願いいたします。

	▪ 書類選考及び作文試験不合格者には、連絡を行いませんのであらかじめ御了承ください。 ▪ 履歴書には必ず連絡先、電話番号を記載してください。
【提出先・問い合わせ先】	▪ 提出先：recruit—〇—jftc.go.jp （メールの件名に「任期付職員（常勤職員）の応募」と御記載ください。） （迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—〇—」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。） ▪ 問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房人事課人材戦略係 電話：０３－３５８１－５４７５（直通）
【その他】	▪ 履歴書には業務上有用と思われる資格、経験等（国家公務員／地方公共団体／民間企業の給与関係業務に従事したことがある等）を可能な範囲で記載してください。 ▪ 応募者の秘密は厳守します。 ▪ 応募書類に記載されている個人情報、採用の選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。 ▪ 身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たってはマイナンバーカードが必要になります。